

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅶ－1－3

**ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の
複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、
地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む
体制を整備すること**

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-3）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標3： ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること

現状（背景）

1. 包括的な支援体制の整備

- ・ 高齢化や人口減少が進行する中、地域共生社会の実現に向け、R3年度より新たに重層的支援体制整備事業を開始するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備の支援を行う事業等の実施により、市町村の包括的な支援体制の整備を推進。
【参考】重層的支援体制整備事業の実施市町村数
：R3年度：42市町村→R7年度：473市町村（予定）
- ・ 重層的支援体制整備事業未実施市町村に対する調査では約4割が「何らかの取組が必要とは考えているが、現時点で具体的な検討を行っていない」と回答（R5年度）。

課題 1

- ・ 市町村において包括的な支援体制の整備が進むよう、引き続き、その整備推進のために必要な助言、情報の提供その他の援助を行う必要がある。

達成目標1

国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において包括的な支援体制を適正かつ円滑に整備する。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 重層的支援体制整備事業の実施自治体数（アウトプット）**
- 重層的支援体制整備事業のプラン策定件数（アウトカム）
- 重層的支援体制構築推進人材養成事業における研修の参加自治体数（アウトプット）

2. ひきこもり支援の推進

- ・ 広義のひきこもり状態にある方は、約50人に一人との調査結果（推計）がでており、従来の調査結果と単純比較はできないものの増加傾向にあり、社会的孤立の拡大が懸念。
- ・ ひきこもり地域支援センター等への相談は、件数・実人数ともに増加傾向。相談者の年齢は10代から50代以上まで幅広く分布。
- ・ 自治体におけるひきこもり支援窓口の明確化や、ひきこもり支援推進事業の拡充等により、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援に携わる職員は増加。当該職員の中には、手探りで支援に取り組み、困難な対応等により疲弊する状況に陥る例もある。

課題 2

- ・ ひきこもりに至った背景については様々な社会的要因によるものであり、その背景や置かれた状況が様々であることから、ひきこもりは社会全体の課題として捉えるとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が可能となるよう、支援体制を充実させていく必要がある。

達成目標2

ひきこもり状態にある方やその家族を孤立させず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり相談窓口の明確化など支援体制を充実する。

- 4 ひきこもり相談窓口の明確化をしている自治体数（アウトプット）**
- 5 市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数（アウトプット）
- 6 ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数（アウトプット）
- 7 ひきこもりサポーターの活動件数（アウトカム）

3. 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、全市町村において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指しているが、令和7年4月1日時点における中核機関の整備は77.0%、市町村計画の策定は82.4%であり、人口規模が1万人未満の自治体では中核機関の整備は64.7%、市町村計画の策定は66.5%と、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況。

課題 3

- ・ 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進する必要がある。

達成目標3

各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。

8 中核機関を整備した市町村数（アウトプット）

- 9 意思決定支援研修を実施している都道府県の数（アウトプット）
- 10 コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加（アウトカム）
- 11 協議会を設置した都道府県数（アウトプット）

【参考】12 成年後見制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者（在宅者）数、精神障害者（外来患者）数

※地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、社会保障審議会福祉部会で議論を行い、令和7年12月に報告書を取りまとめた。その方向性なども踏まえ、①地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、②福祉人材の安定的な確保及び定着支援、③支援基盤の強化等を内容とする「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第51号）が2026（令和8）年6月に成立した。

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-3）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1：国等において助言等その他の援助を適切に行うことにより、市町村において包括的な支援体制を適正かつ円滑に整備する。】

指標1：◎（目標達成率136%） 指標2（×）（目標達成率44%）

指標3：◎（目標達成率151%）

【達成目標2：自治体の相談窓口の明確化やネットワークづくり、支援に携わる職員等の質の向上に取り組むことにより、ひきこもり支援体制の一層の充実を目指す。】

指標4（△） 指標5（△） 指標6：（△） 指標7（△）

【達成目標3：権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備や意思決定支援の浸透など、成年後見制度の運用改善等に向けた取組を行う。】

指標8：（△） 指標9（△） 指標10：◎（目標達成率123%） 指標11：（△）

【目標達成度合いの測定結果】 ④（進展が大きくない） B（達成に向けて進展あり）（判定理由）

・主要指標1は「◎」、主要指標4及び8は「（△）」となった一方、非主要指標2は「（×）」となった。
・その他の指標は概ね達成以上となっており、施策全体として目標達成に向けた進展は認められるものの、なお着実な取組の継続が必要である。

・令和7年度実績集計中のため仮評価となっている指標があるが、以上から、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標1については、自治体の理解の進展等により、実施自治体数が346市町村から471市町村に増加しており、包括的な支援体制の整備に有効に機能している。
- ・指標2については、支援プラン策定件数は目標を下回ったが、多機関協働事業の受付件数は増加している。今後は、既存制度による支援や関係機関の連携など、質的な成果も含めて評価する必要がある。
- ・指標3については、オンデマンド学習とオンライン・対面研修の実施により、参加自治体数が目標を大幅に上回っており、人材育成に有効に機能している。
- ・指標10については、市町村の理解が進み、相談対応や受任者調整、関係機関の連携等の機能強化が進展したことから、目標を大幅に上回った。

《効率性の評価》

- ・指標1及び3については、予算の範囲内で事業を実施しながら、重層的支援体制整備事業の実施自治体数及び研修参加自治体数が大幅に増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ひきこもり支援については、自治体への設置要請や既存のひきこもり支援推進事業を活用することにより、相談窓口の明確化、市町村プラットフォームの設置、支援従事者研修及びサポーター活動を予算の範囲内で着実に拡大している。
- ・権利擁護支援については、中核機関の整備、意思決定支援研修、コーディネート機能の強化及び都道府県協議会の設置が進んでおり、既存の補助事業等を活用した効率的な体制整備が行われていると評価できる。

《現状分析》

- ・包括的な支援体制については、実施自治体数や研修参加自治体数が大幅に増加した一方、支援プラン策定件数は目標達成率44%にとどまった。今後は、既存制度による支援や関係機関の連携など、質的な成果も把握する必要がある。
- ・ひきこもり支援については、相談窓口や市町村プラットフォームの整備、研修・サポーター活動が増加し、支援体制は着実に進展している。引き続き、多様なニーズに対応できる支援者の育成・支援が必要である。
- ・権利擁護支援については、中核機関の整備や広域連携が進展する一方、小規模自治体では取組が遅れている。都道府県による広域支援や市町村間の連携を強化する必要がある。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】

- ・指標1については、目標値を大幅に達成しているが、測定指標の設定については、過不足なく達成度合いを測定できるものであるよう見直しを行っていく。
- ・指標2については、既存事業との関係性を踏まえ、単なる件数等の数値のみならず、質的な成果を適切に評価できるようかたちで目標値の見直しを行うことを検討する。
- ・指標3については、目標値を大幅に達成しているが、測定指標の設定については、実績値を踏まえて過不足なく達成度合いを測定できるものであるよう自治体の参加想定数を見直し、引き続き着実に取組を進めていく。

【達成目標2】

- ・指標4、6～7については、目標値を概ね達成する見込みであり、引き続き着実に取組を進めていく。
- ・指標5については、地域における市町村プラットフォームの活用状況を適切に評価できるような指標を引き続き検討する。

【達成目標3】

- ・指標8・9・11については、目標達成に向けて、引き続き取組を進めていく。
- ・指標10については、目標を大幅に達成できていることから、実績値を踏まえて今後の目標値について検討し、現行の取組を維持しつつ引き続き取組を進めていく。

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備のための具体的な施策の1つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国585箇所(R8予定))

包括的な支援体制の整備に関する規定①（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（略）

令和8年度当初予算：844億円（718億円）

※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
- ⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
- ⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
- ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

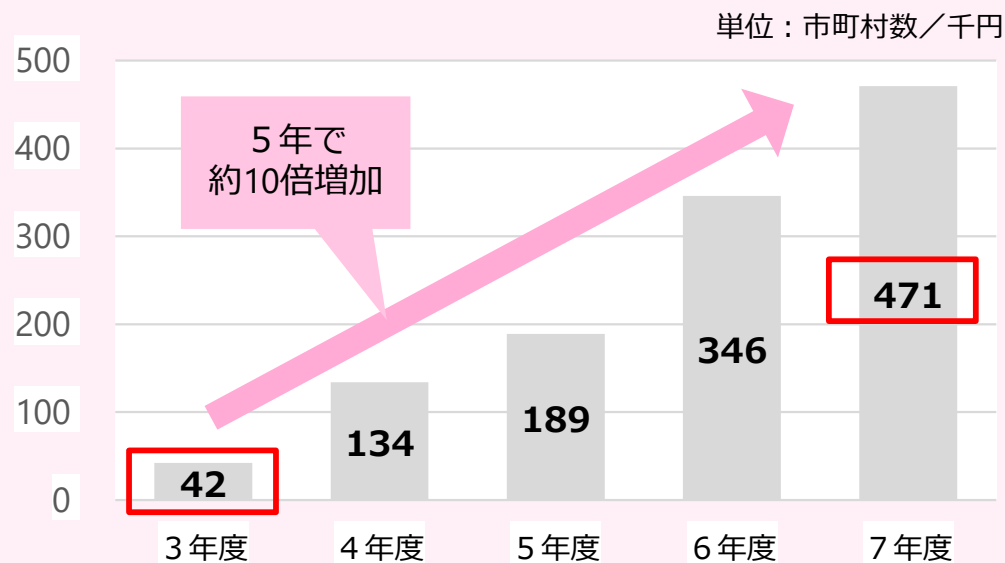
実施市町村数

7年度：471、8年度：585（予定）

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施状況等

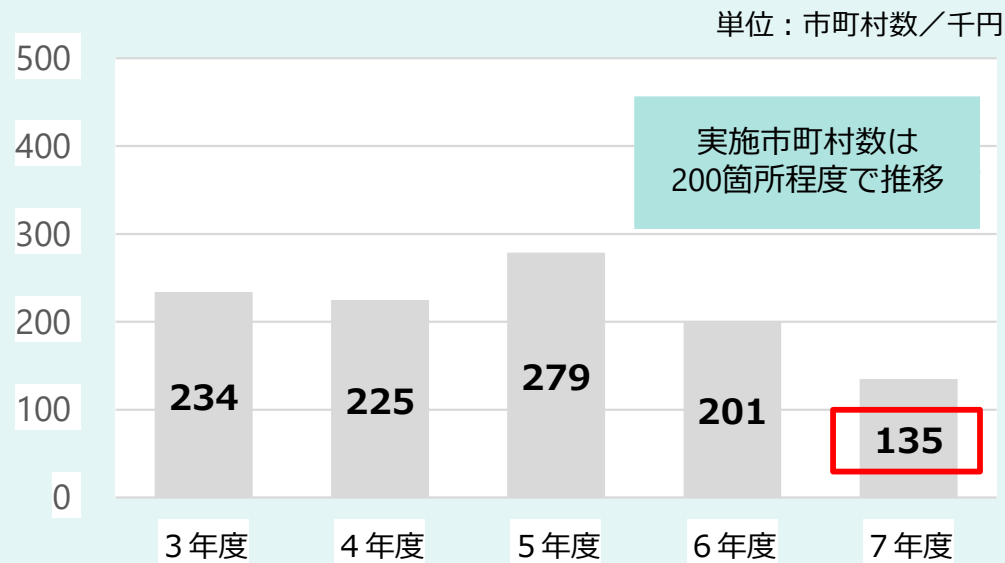
- 令和7年度重層的支援体制整備事業実施市町村は471市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約7倍（令和7年度予算額：5,554,102千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、令和7年度重層的支援体制整備事業への移行準備事業（※1）の実施市町村数は135市町村であり、今後同事業の実施を経て、重層的支援体制整備事業を開始するものと想定される。

重層的支援体制整備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額 (※2)	973,260	2,699,933	2,748,774	5,280,619	5,554,102

重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額	3,668,895	2,760,000	2,760,000	1,010,450	813,770

（※）重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ

（※1）同事業は、重層的支援体制整備事業に移行するための試行的な事業という性格を有しており、重層的支援体制整備事業事業の施行から一定期間が経過し、重層的支援体制整備事業の実施事例が数多く報告されてきていることから、令和7年度末をもって終了予定。

（※2）重層的支援体制整備事業のうち、同事業固有の事業である多機関協働事業等の予算額に限る。

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。
研修開催時期	令和7年9月～令和7年12月	令和7年9月～令和8年1月
開催回数	6回（3テーマを2回ずつとする。）	2回（いずれも同一内容とする。）
開催方法	オンライン	オンライン・現地
1回あたり募集人数	50市町村程度	47都道府県
研修内容（イメージ）	○総論 ・包括的な支援体制の整備に係る制度趣旨、研修概要説明 ○導入・市町村情報交換 ・支援ニーズを起点とした包括的な相談の受け止め体制の考え方 ・個別事例を通じて地域資源を可視化し、住民ニーズに基づいたマッチングの考え方 ・市町村内のニーズ・資源把握を踏まえた施策立案 ○制度の活用 ・活用できる現行制度 ・市町村の具体的な活用事例 等	○総論 ・包括的な支援体制の整備に係る制度趣旨、研修概要説明 ○都道府県情報交換 ・市町村の困りごと ・市町村への後方支援のための研修会 ・研修会以外の市町村への支援 等

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和7年度：340市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和7年度：47市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和7年度：129市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和7年度：164市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

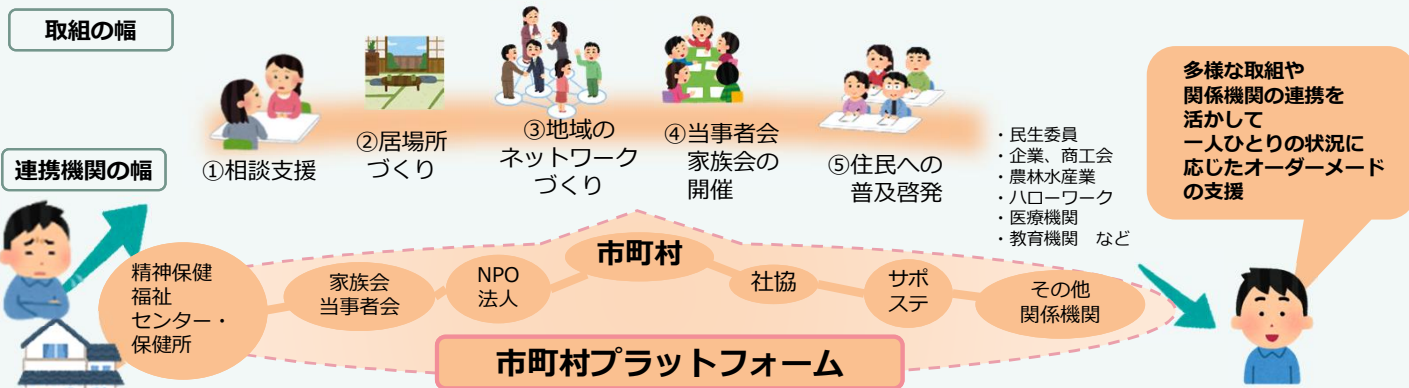
○市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,560 / 1,741自治体
（89.6%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,354 / 1,741自治体
（77.8%）
※令和6年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援
市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への
後方支援

関係機関の
職員養成研修

多職種専門
チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上
③支援者のケア

①社会全体の
気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



令和6年度自治体におけるひきこもり支援に関する実施状況（全体総括表）

<第1弾調査>（窓口明確化、実態把握、市町村PF）

項目	説明	令和6年度 実施自治体数	※参考 令和5年度
ひきこもり相談窓口の明確化と周知	ひきこもり状態にある方やその家族が相談できる窓口を明確化し、住民への周知に取り組んでいる自治体	窓口明確化済み 1,560自治体 /1,741自治体 (89.6%) うち、周知済み 1,438自治体	窓口明確化済み 1,487自治体 /1,741自治体 (85.4%) うち、周知済み 1,320自治体
ひきこもり状態にある方の実態等の把握	何らかの方法により、ひきこもり状態にある方の実態把握、調査等を実施している自治体。（過去10年間）	実態把握済み 1,064自治体 /1,788自治体 (59.5%)	実態把握済み 1,005自治体 /1,788自治体 (56.2%)
市町村プラットフォーム設置状況	市町村プラットフォームを設置していると回答した自治体	設置済み 1,354自治体 /1,741自治体 (77.8%)	設置済み 1,319自治体 /1,741自治体 (75.8%)

<第2弾調査>（ひきこもり支援実施状況調べ集計）

項目	説明	令和6年度 実施自治体数	※参考 令和5年度
居場所づくり	行政による居場所または民間団体による居場所のいずれか一方を設定している自治体数	設置あり 777自治体 か所数 2,209か所 その他オンライン居場所設置 51自治体	設置あり 715自治体 か所数 2,184か所 その他オンライン居場所設置 49自治体
連絡協議会、ネットワークづくり	連絡協議会等を開催した自治体数	開催あり 754自治体	開催あり 662自治体
当事者会・家族会の開催等	当事者や家族が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消できる場の設置等を行う自治体数	行政主導で設置している自治体数 当事者会設置 99自治体 家族会設置 199自治体 その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 297自治体	行政主導で設置している自治体数 当事者会設置 76自治体 家族会設置 167自治体 その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 274自治体
住民向け講演会・研修会の開催等	地域においてひきこもりに関する理解を深めるための講演会や研修会等を開催する自治体。また、ひきこもりに関する支援情報などの周知広報を実施する自治体数	講演会・研修会開催 411自治体 支援情報の周知広報 1,114自治体	講演会・研修会開催 379自治体 支援情報の周知広報 1,139自治体
ひきこもりサポーターの派遣・養成	ひきこもり支援に関する基本的な知識の習得によるサポーター養成、活動派遣実施自治体数	サポーター養成自治体数 65自治体 養成者数 1,457人 サポーター活動実績がある自治体 78自治体 活動回数 8,006回	サポーター養成自治体数 61自治体 養成者数 2,066人 サポーター活動実績がある自治体 72自治体 活動回数 7,296回
民間団体に対する補助等の取組	地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組推進に向け、補助を行うための補助要綱等を作成している自治体数	補助要綱等を作成済み 74自治体 補助を実施 64自治体	補助要綱等を作成済み 66自治体 補助を実施 64自治体
多職種専門チームの設置	多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制整備に向けて、医療、法律、心理等の多職種から構成されるチーム設置を進めている自治体数	設置済み 46自治体 活動回数 2,235回	設置済み 43自治体 活動回数 2,488回
関係機関の職員養成研修	ひきこもり支援を担当する職員等を対象として、ひきこもり支援に必要な知識等を習得するための研修会等を実施した自治体数	実施済み 80自治体 受講者数 15,381人	実施済み 76自治体 受講者数 18,998人
ひきこもり支援者へのケアの取組	ひきこもり支援に従事する支援者に対するケアの取組を実施した自治体数	実施している 159自治体	実施している 127自治体

ひきこもり地域支援センター ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移

令和6年度相談件数

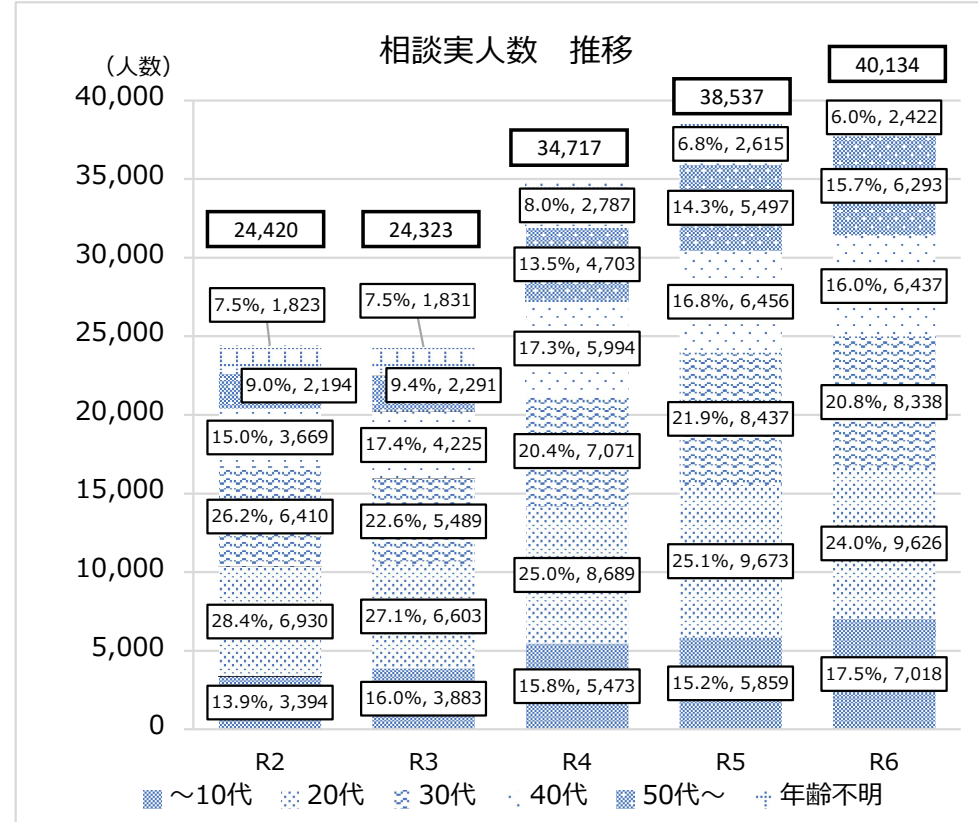
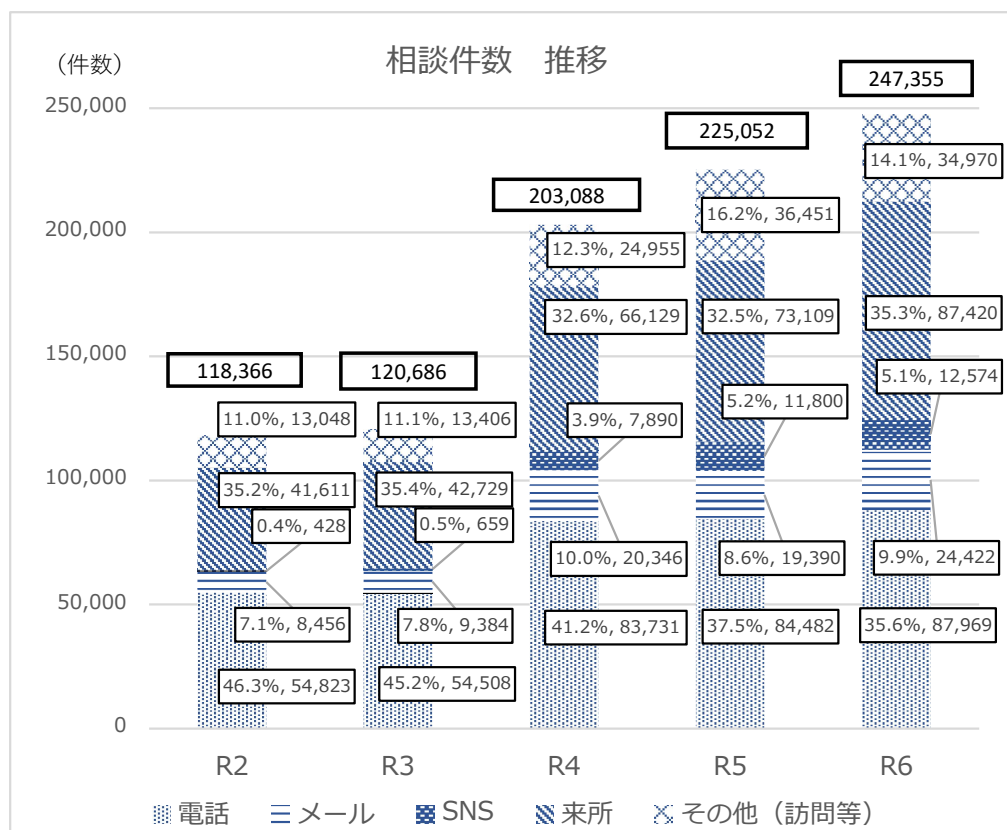
(件数)

	合計	1自治体 平均件数	電話	メール	SNS	来所	その他 (訪問等)
ひきこもり地域支援センター (67都道府県・指定都市)	134,512	(2,008件)	56,583	10,551	3,520	49,076	14,782
ひきこもり地域支援センター (38市区町村)	49,378	(1,299件)	14,329	8,785	5,072	14,159	7,033
ひきこもり支援ステーション (112市区町村)	63,465	(567件)	17,057	5,086	3,982	24,185	13,155
計	247,355	(1,140件)	87,969	24,422	12,574	87,420	34,970

令和6年度相談実人数

(人数)

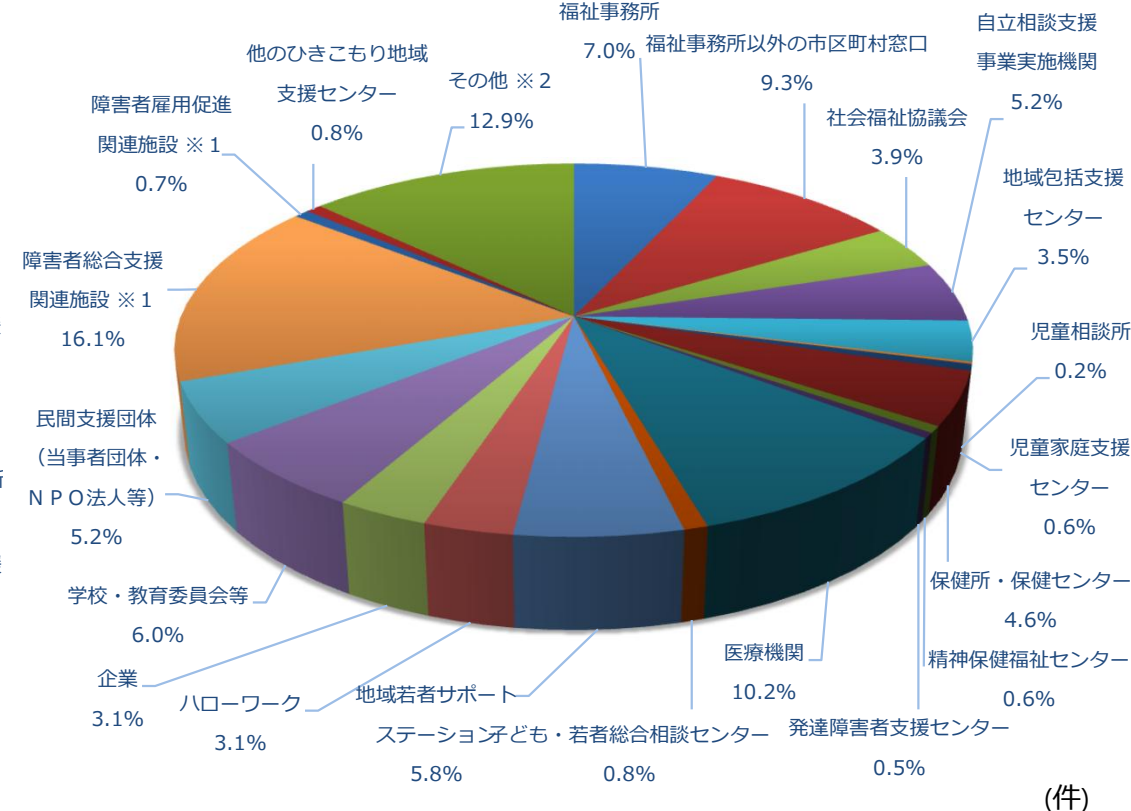
	合計	1自治体 平均人数	～10代	20代	30代	40代	50代～	年齢不明
ひきこもり地域支援センター (67都道府県・指定都市)	28,570	(426人)	4,762	6,690	6,155	4,705	4,363	1,895
ひきこもり地域支援センター (38市区町村)	4,484	(118人)	1,013	1,084	725	588	809	265
ひきこもり支援ステーション (112市区町村)	7,080	(63人)	1,243	1,852	1,458	1,144	1,121	262
計	40,134	(185人)	7,018	9,626	8,338	6,437	6,293	2,422



※SNSによる相談件数は令和2年度から集計、R2～R3は都道府県・指定都市のみの集計
※令和4年度からひきこもり地域支援センター等の設置を市区町村へ拡大している

※R2～R3は都道府県・指定都市のみの集計
※1人が複数箇所へ相談していることによる重複を含む

＜市区町村＞（ひきこもり地域支援センター・ひきこもり支援ステーション）



※ 2 障害者総合支援法：就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 警察署、訪問看護ステーション、法テラス、弁護士、フリースペース、民間カウンセリング機関、国際交流センター等

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

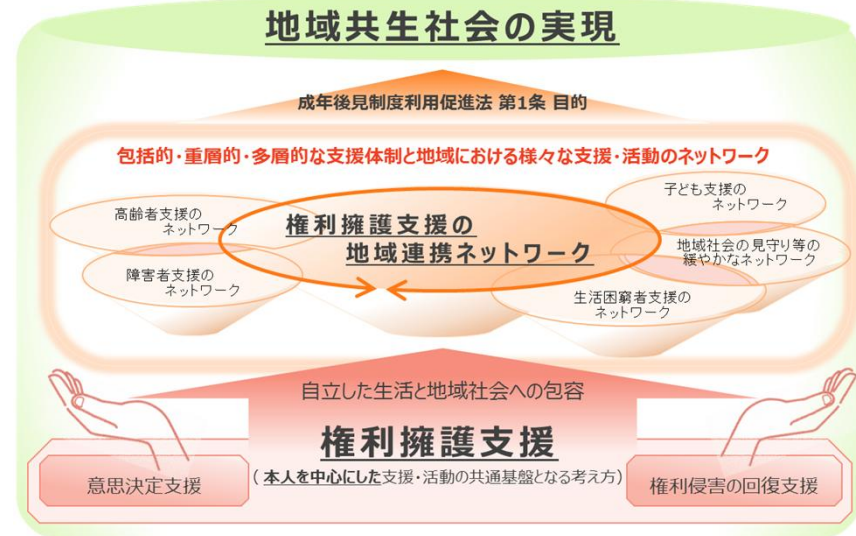
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

「中核機関(※)」の整備状況

(※) 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核的な機関・体制

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

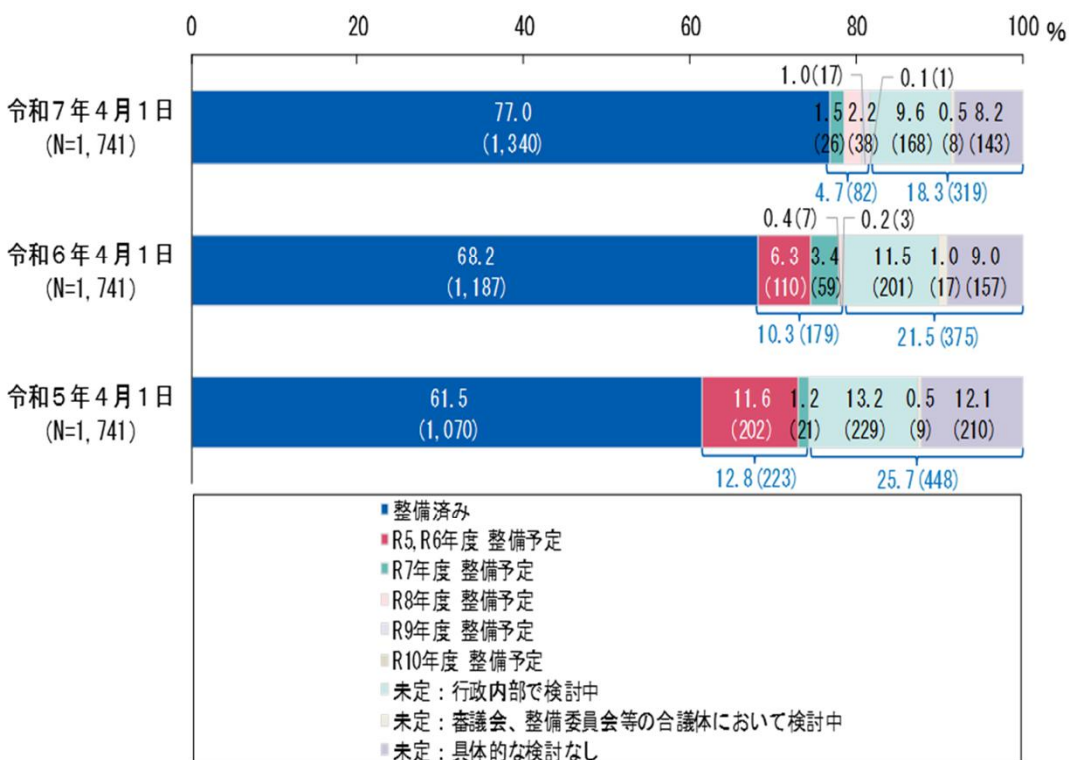
調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

調査時点：令和7年4月1日

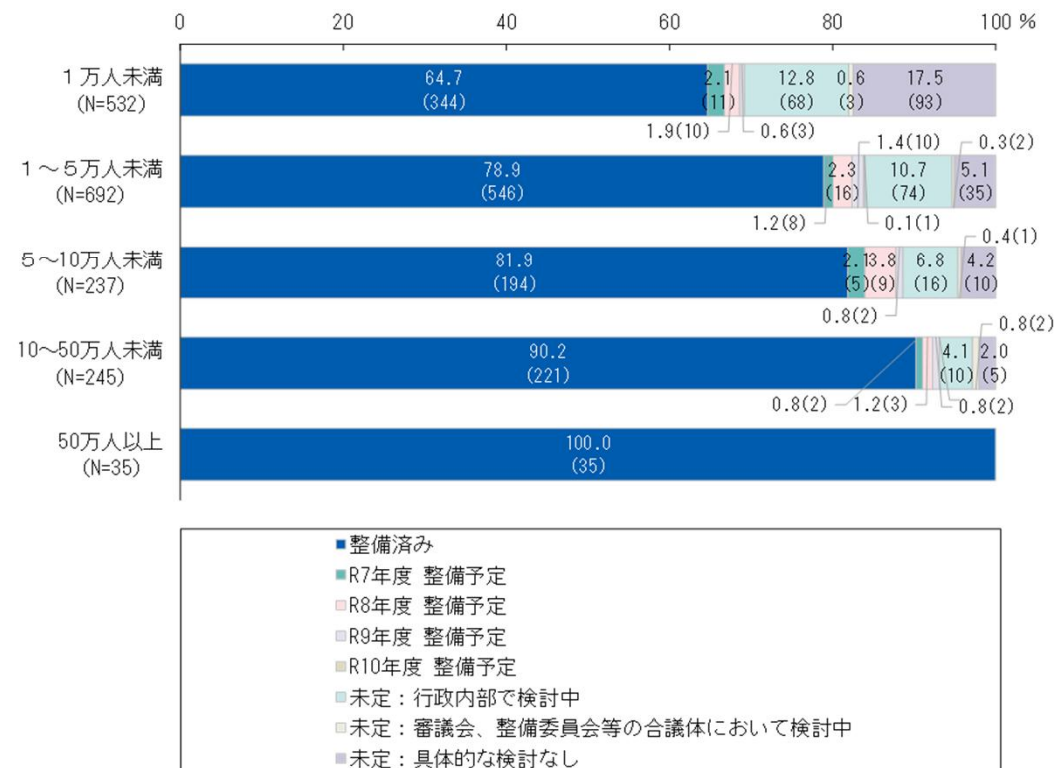
中核機関の整備状況

<整備済(R7.4時点)：1,340市町村(77.0%)⇒整備済+R10年度までに整備予定あり:1,422市町村(81.7%)>【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備(予定)時期<全体>



●中核機関等の整備状況、整備(予定)時期<自治体規模別>

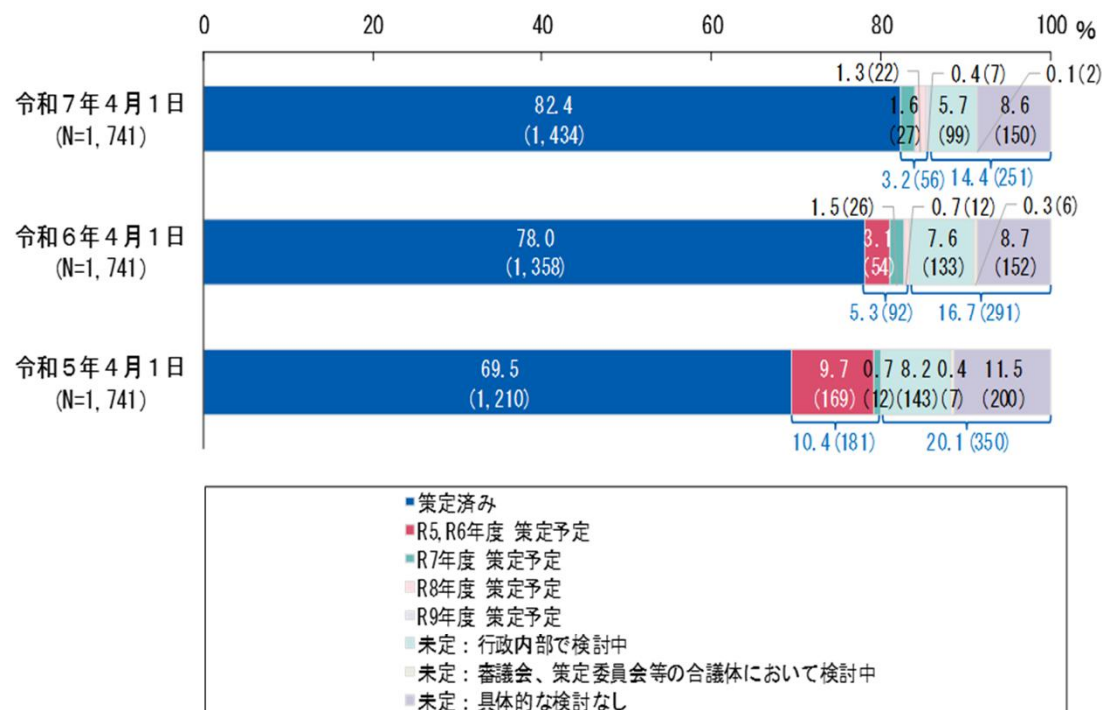


市町村計画(※)の策定状況

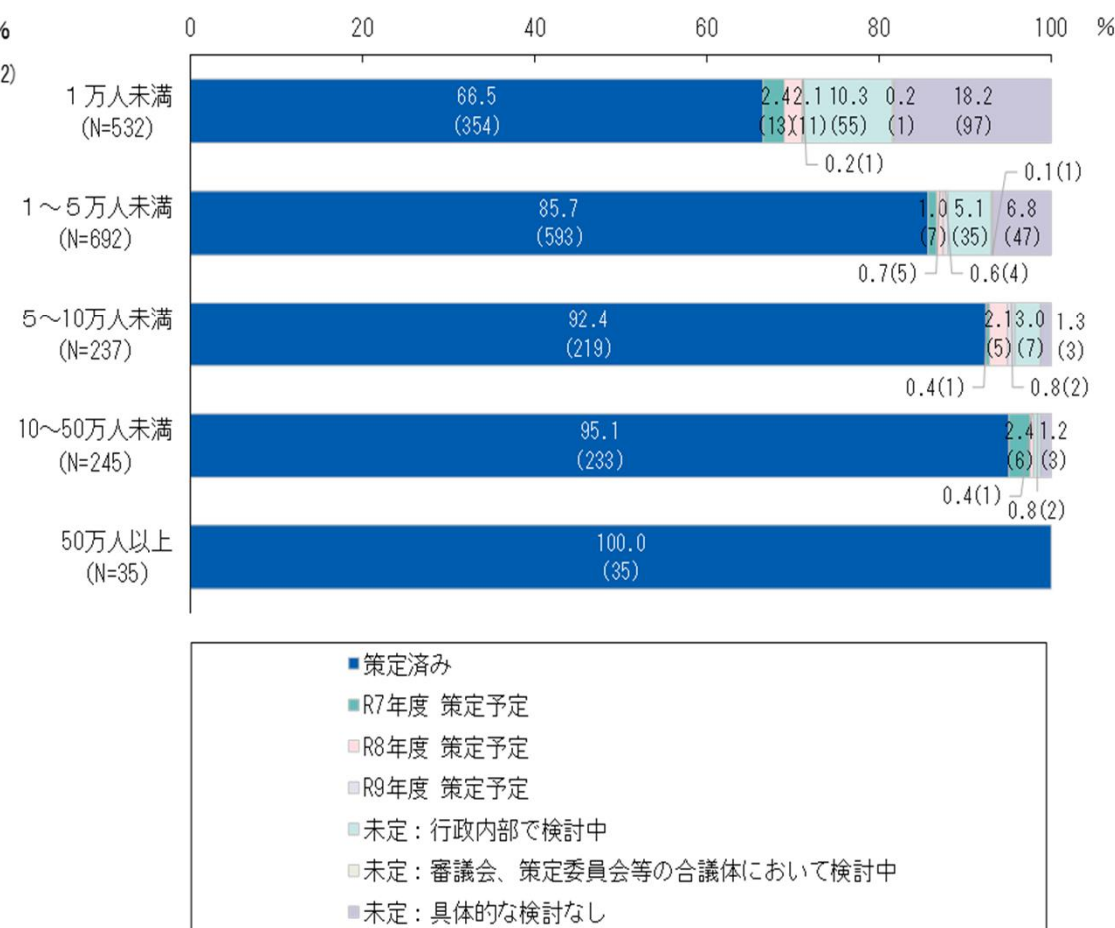
(※)成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、各市町村が策定(努力義務)する成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画

＜策定済(R7.4時点)：1,434市町村(82.4%)⇒策定済+R9年度までに策定予定:1,490市町村(85.6%)＞【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期＜全体＞



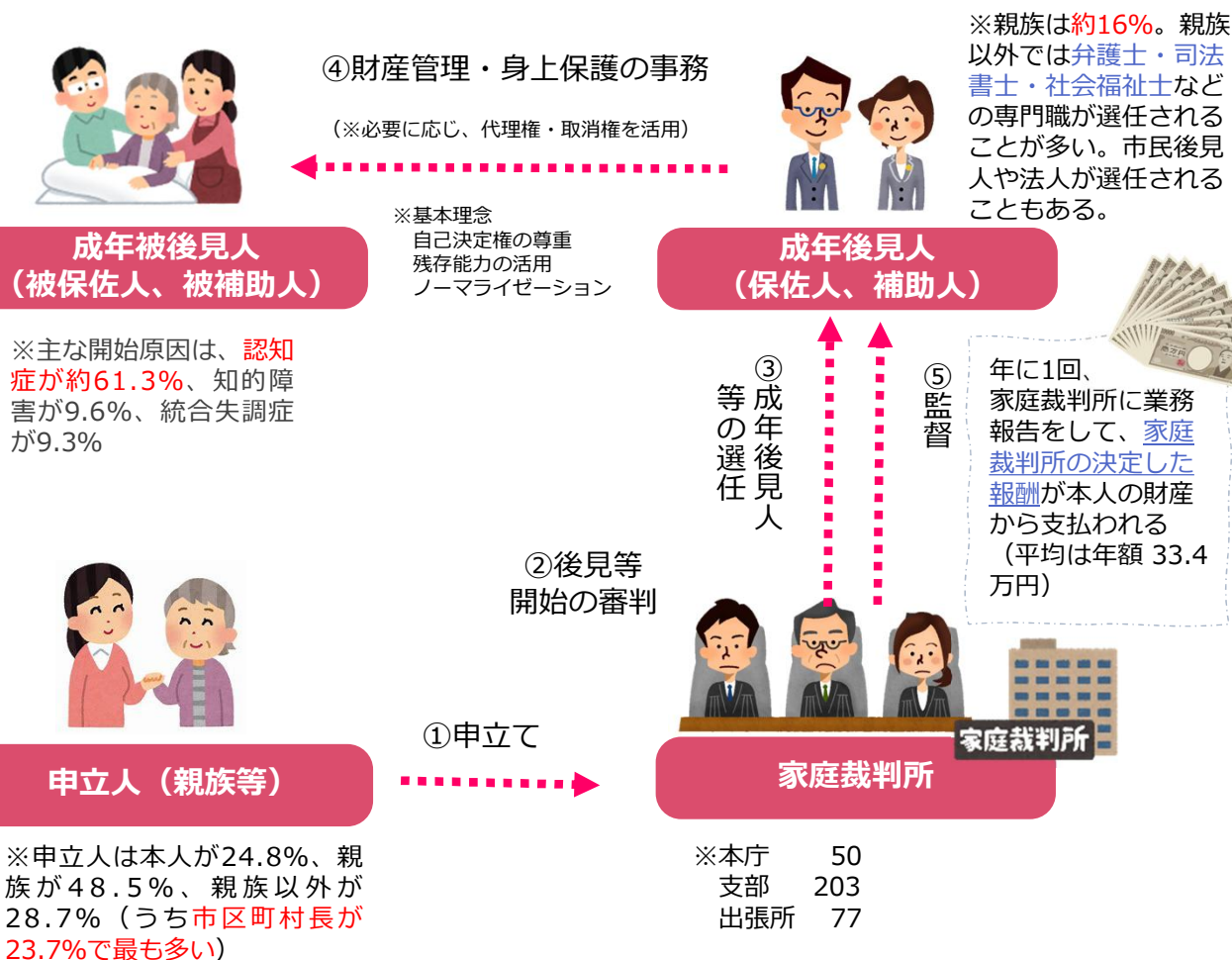
●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期＜自治体規模別＞



成年後見制度とは？

- 成年後見制度は、「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、民法の改正等により平成12年に誕生した制度。
- 認知症や知的障害・精神障害により、判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人の**財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割などの相続手続など）**や**身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結履行状況の確認など）**などの法律行為を支える制度。
- 「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。「**法定後見制度**」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「**任意後見制度**」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

◆ 利用の流れ（イメージ図）



成年後見人等が行うお手伝いは、制度を利用するご本人の生き生きとした生活を支えています。ご本人の力は、地域の力にもなっていきます。



成年後見人等ができること

福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い



保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い



よくわからずにした契約のとり直し



定期的な訪問や状況の確認



入院や施設への入所の手続のお手伝い



書類の確認や施設などへの改善の申し入れ

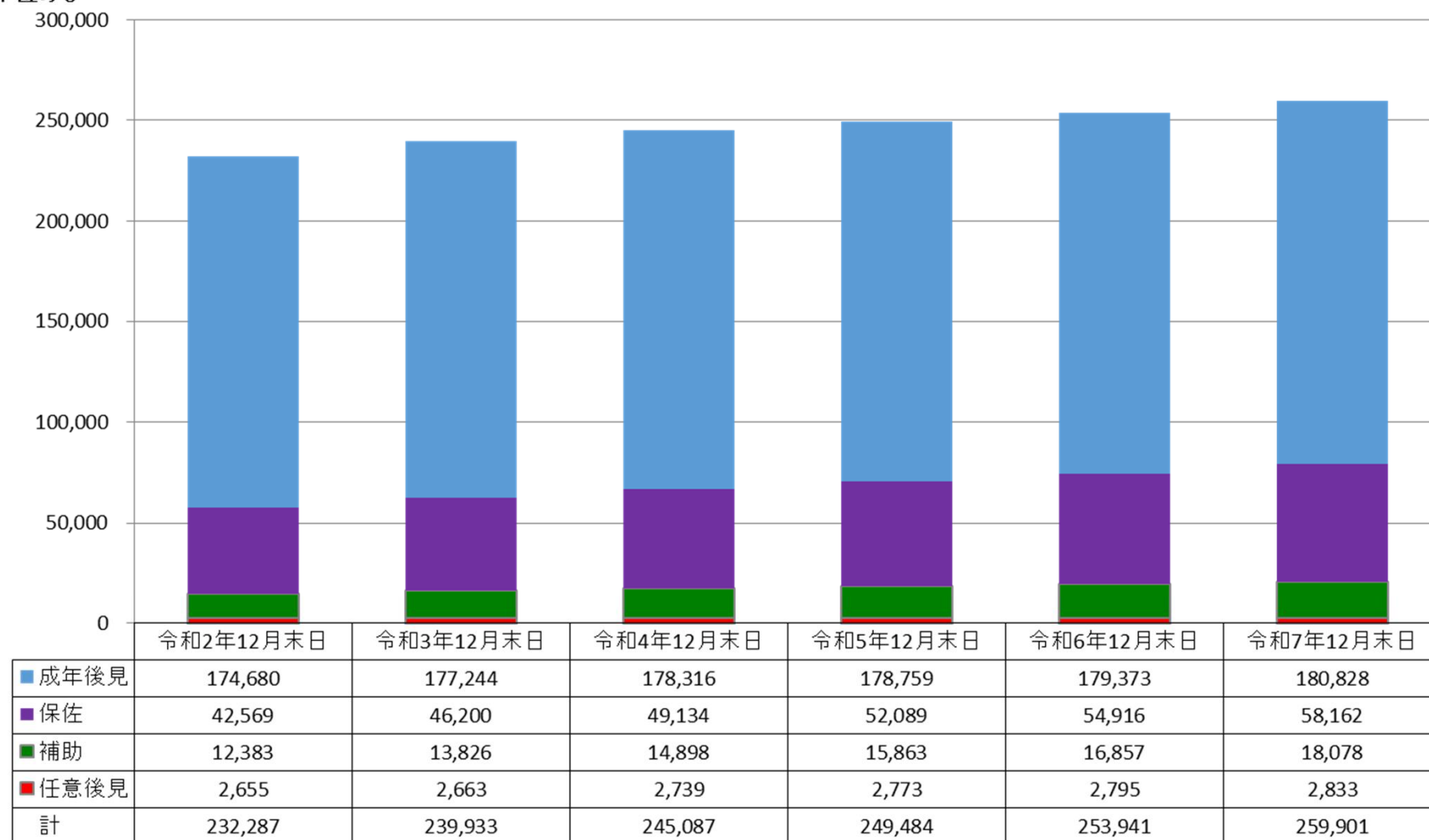


成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移(令和2年～令和7年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和7年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約69.6%、保佐の割合が約22.4%、補助の割合が約7.0%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

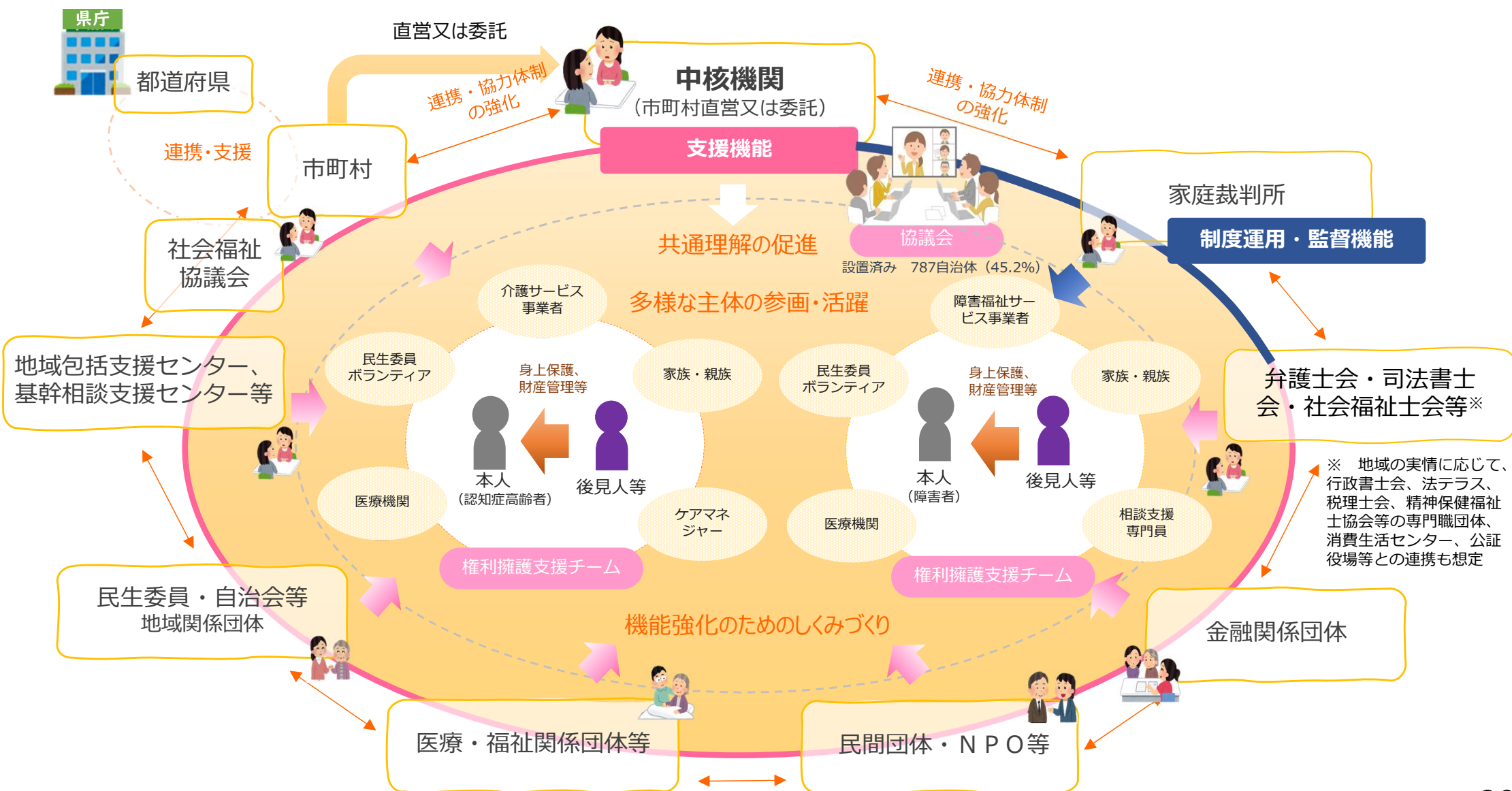
(単位:人)



資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」及び「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」より作成

(参考) 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組イメージ

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。



意思決定支援とは？

(出典：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」から一部引用)

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス

本人から意思が表明された

その意思が真意と思われる

本人の意思の確認が困難

その意思が真意か疑問がある

決定を先延ばしできる

決定を先延ばしできない

意思決定支援を続ける

意思実現の支援に移る



意思決定能力アセスメント 様式2

支援者側が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！尽くしていないときは、支援に戻りましょう。

本人は意思決定をすることが困難とは言えない

本人はその時点でその課題について意思決定をすることが困難

意思決定支援へ戻る

意思推定アプローチ 様式3

本人の意思・選好を推定する

推定意思の実現の支援に移る

本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される 様式4

意思の推定すら困難

本人にとっての最善の利益アプローチ 様式5

「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う

このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を尽くしましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方です。「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることは異なります。

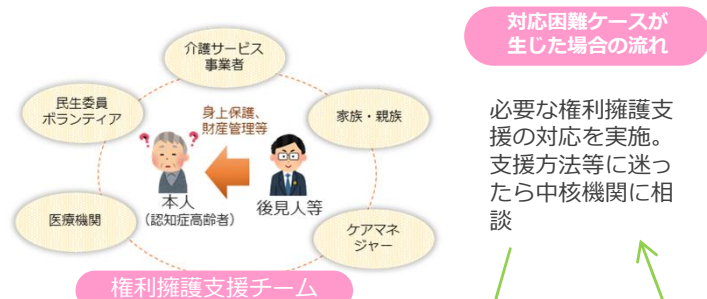


※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

- 地域連携ネットワークとは、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**。
- 「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる

- 権利擁護支援チーム -



- **権利擁護支援チーム**とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して**日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。
- 既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

- 協議会 -



中核機関が、権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートするために具体的な支援を検討・協議する場

① 支援方針等の相談
② 協議会の開催
③ 対応方針の検討・協議
④ 対応方針の決定
⑤ 支援方針等の助言、追加支援のコーディネートなど

- **協議会**とは、各地域において、**専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ**である。
- 各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、**権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける**。
- なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

- 中核となる機関 -



中核機関
(市町村直営又は委託)

本人や関係者等から、権利擁護支援等の相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援をコーディネート

- **中核機関**とは、**地域連携ネットワークのコーディネート**を担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。
 - ・ 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け**、必要に応じて**専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート**を行う役割
 - ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために**関係者のコーディネート**を行う役割（協議会の運営等）
- 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が**委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人**（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を**適切に選定**するものとする。

成年後見制度利用促進体制整備推進事業の実施

(令和7年度予算額：7.0億円 令和7年度補正予算額：2.4億円)

市町村の体制整備の
推進に関する取組

令和8年度当初予算案 5.4億円(7.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4億円

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。**
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の強化を図る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の実施・関係性のイメージ

中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村(委託可)

〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】
- ① 調整体制の強化
 - ② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
 - ③ 広域連携の実施

中核機関立ち上げ支援事業

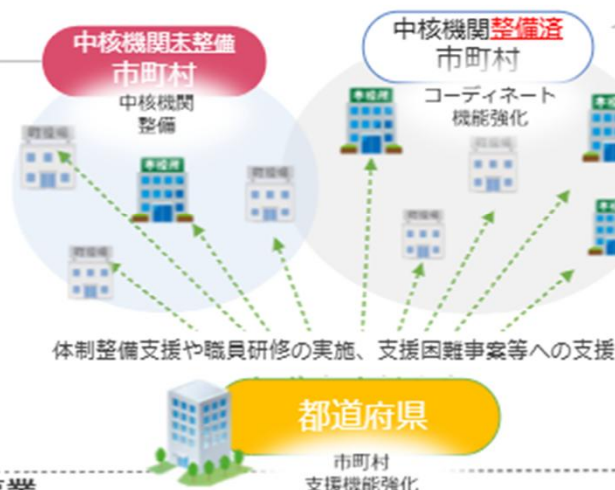
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村(委託可)

〈基準額〉600千円

〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村)



都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県)

〈実施主体〉都道府県(委託可)

〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組(最大10,000千円)

2：10,000千円

3：5,000千円

〈補助率〉1/2

- 1：【必須】
- ① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

2：

成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県担当職員・都道府県専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修、総合的な権利擁護支援策に関する研修を実施。令和２年～７年度の６か年で、**延べ18,359名が受講**した。
- 親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」は令和２年度から実施しており、都道府県においては令和４年度から実施している。都道府県実施分を含む受講者数は、令和７年度までに**延べ14,302名**となった。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・ 都道府県専門アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修		総合的な権利擁護支援策 に関する研修
対象 (R7)		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議等の関係団体職員、体制整備アドバイザー、権利擁護支援総合アドバイザー、意思決定支援研修担当アドバイザー、希望する市町村・中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、法人後見実施団体職員、市町村、中核機関、都道府県担当職員、意思決定支援に関わる関係者（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、介護・福祉施設、医療機関、当事者団体の職員等）		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会の職員、都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会等の関係団体職員、都道府県専門アドバイザー、市民後見人候補者等の担い手等
手法等 (R7)		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（３日間） ※R4よりライブ受講が難しい方向けコースを設定 ※R6よりライブ配信の回数を2回から1回に変更	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（３日間）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（対象別演習１日×３回、総合演習１日）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）
内容等		○ 権利擁護支援の基本理念と、地域連携ネットワークの全体像の理解を目的に実施。 ○ 相談対応・関連制度の基礎講義と、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、権利擁護支援ニーズの精査と支援へのつなぎ、協議会運営等に関する事例演習を実施。	○ 中核機関職員に求められる実践的スキルの習得を目的に実施 ○ 受任調整、後見人等支援、意思決定支援会議の調整等に関する事例を用いた応用演習に加え、任意後見・補助・保佐類型の相談対応について講義・演習を実施。	○ 都道府県担当職員と都道府県専門アドバイザーの役割と連携の在り方を理解することを目的として実施。 ○ 市町村支援や研修企画、担い手育成、地域連携ネットワーク強化、協議会運営、権利擁護支援の相談へのアドバイス、対応、ケース会議等について、事例を用いた演習を実施。	○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 意思決定支援の基本的考え方、意思決定と代行支援等、講義・演習を実施。 ○ 令和7年度より意思決定支援に関わる関係者への周知・広報を充実。		○ 成年後見制度の見直しの検討を深める前提として、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に理解し、地域での活用を促進することを目的として実施。 ○ 令和6年度は身寄りのない高齢者等の支援、令和7年度は意思決定支援の確保（意思決定サポーターの運用）を中心に講義や実践報告を実施。
延べ 受講者数	R 2	1, 0 5 8名	8 8 1名	1 0 4名	厚生労働省実施	都道府県実施	—
	R 3	3 5 5名	5 5 6名	1 1 5名	2, 7 7 7名	—	—
	R 4	1, 1 6 4名	6 5 1名	2 2 3名	1, 9 0 1名	—	—
	R 5	1, 1 3 3名	5 2 3名	3 5 0名	5 3 9名	1, 5 4 4名	—
	R 6	1, 0 6 4名	4 8 3名	2 3 7名	5 3 4名	2, 9 0 6名	6 9 1名
	R 7	6 0 7名	3 9 9名	3 3 0名	1, 1 4 2名	2, 9 5 9名	4 4 2名
	合計	5, 3 8 1名	3, 4 9 3名	1, 3 5 9名	6, 8 9 3名	7, 4 0 9名	1, 1 3 3名

※オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営等

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- **相談実績**（R7.4.1～R8.3.31）**118件**（うち、電話相談 74.6%（88件）、メール相談 25.4%（30件））となっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年回開催している。令和7年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,514名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、ホームページ及び「都道府県交流会」等で周知している。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 協議会で話し合う内容に困ってる…
- 先進事例を教えてほしい…
- 専門職との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい など

自治体・中核機関

①相談

②助言

K-ねっと（全社協）

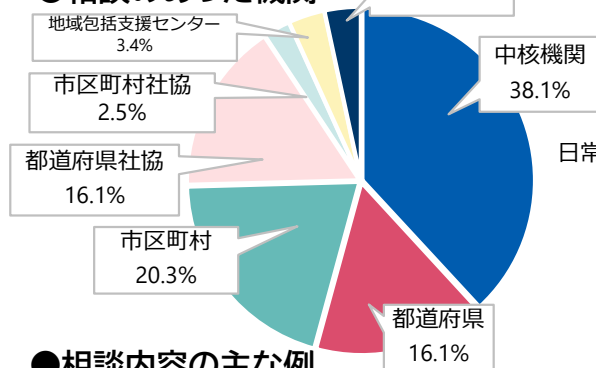
- アドバイザー
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員
 - ・中核機関職員 等
- 専門相談員

連携

厚生労働省
成年後見制度利用促進室

◆ K-ねっとの相談実績等（令和8年3月末時点）

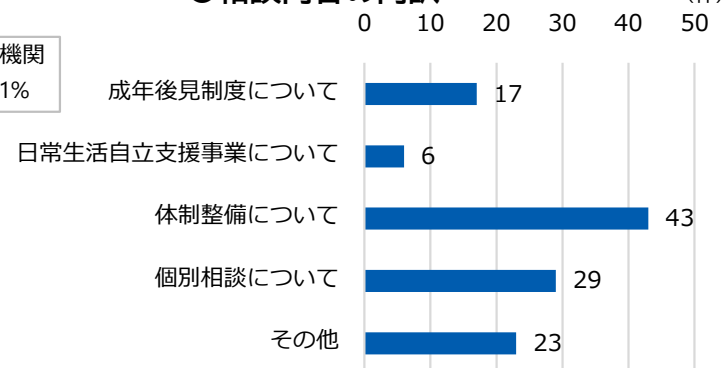
●相談のあった機関



●相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えて欲しい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

●相談内容の内訳



成年後見制度利用促進ポータルサイトの運営等

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
- サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見制度利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度に「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全4回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・都道府県専門アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：994,285回（令和7年4月～令和8年3月）

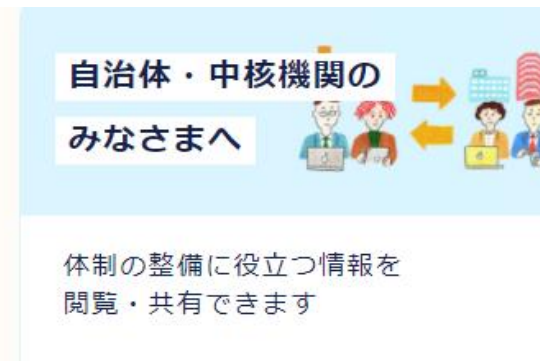
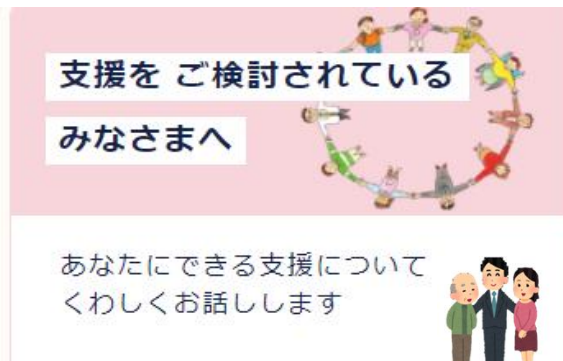
◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>）



知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。



中核機関の取組事例集



任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修、意思決定支援研修資料、講義動画をアップ。